

輪島市教育大綱

(平成 28 年度～平成 32 年度)



平成 28 年 2 月

輪 島 市

はじめに

本市では、これまで、自然豊かな里山里海や歴史と伝統文化を身近に感じることができる素晴らしい教育環境のもと、教育委員会が中心となり、学校・家庭・地域が連携し、学校教育の充実、生涯学習や文化活動の推進、教育環境の整備など教育分野における様々な事業を展開し、本市の教育行政の推進に向け努めてまいりました。



このような中、平成 27 年 4 月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行されました。

これを受け、本市におきましても、市長と教育委員会がより一層連携を強め、更なる教育行政の推進を図るべく、総合教育会議の場において、本市の教育課題等を共有し、意思疎通を図り、十分な協議・調整のうえ、本市の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や方針を定めた「輪島市教育大綱」を策定いたしました。

私たちは、個人として、その個性や能力の伸長に努める一方、社会の構成員として社会を支え、貢献すべき人間となることも求められております。

このことから、今般の教育大綱において、教育行政を通じての「人づくり」を基本理念とし、その実現のため、学校教育の充実など 5 つの基本目標を掲げました。平成 28 年度からの 5 年間は、この教育大綱とこれに基づく教育振興基本計画に従って各事業を実施し、教育行政を展開していくこととなります。

その中で、市民の皆様の意向をより反映した、効果的な教育行政となるよう、総合教育会議を通じて、一般行政との総合的なバランスをとりながら、事業の見直しや新規事業の実施など、柔軟に対応してまいります。

そして、理想とする「人づくり」に向けて、教育委員会と連携を図りながら鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、教育大綱に加え、教育振興基本計画の策定にご尽力いただきました教育大綱策定等審議会の委員の皆様にご心より感謝を申し上げ、発刊に当たってのごあいさつといたします。

平成 28 年 2 月

輪島市長 梶 文 秋

目 次

I	大綱の策定について	1
1	大綱の策定の趣旨	1
2	大綱の位置付け	1
3	大綱の期間	1
II	基本的な考え方	2
1	基本理念	2
2	基本目標	3
III	大綱・計画の全体像	4
	《基本目標Ⅰ》学校教育の充実	6
	《基本目標Ⅱ》地域全体で取り組む教育力の向上	7
	《基本目標Ⅲ》生涯学習の推進	8
	《基本目標Ⅳ》文化芸術活動の推進	9
	《基本目標Ⅴ》文化財の保護	10
	輪島市教育大綱策定等審議会条例	11
	輪島市教育大綱策定等審議会委員名簿	12
	輪島市教育大綱策定等審議会の開催実績	13

I 大綱の策定について

1 大綱の策定の趣旨

平成 26 年 6 月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、地方公共団体の長は、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化(以下単に「教育」といいます。)の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることが義務付けられました。

このことを受け、今般、「輪島市教育大綱」を策定しました。この大綱は、本市の将来を見据えた教育の振興に関する計画として策定した「輪島市教育振興基本計画」の総論として位置付け、基本的な理念・目標・方針を定めています。

具体的には、次のとおりです。

まず、本市が目指す「人づくり」を理念として定め、その実現に向けて教育活動を行うこととしています。そして、その理念の実現に近づくための段階的な目標とともに、その目標の達成に向け関係者が共有すべき方針をそれぞれ定めています。

つまり、本市においては、理想とする「人づくり」の実現を目指す中で、段階的な目標を掲げ、その目標を達成すべく方針に従って教育活動を行い、もって教育の振興を図っていくこととします。

2 大綱の位置付け

大綱の位置付けは、次のとおりです。

- ・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 第 1 項の規定に基づき策定した大綱
- ・ 教育基本法第 17 条第 2 項の規定に基づき策定した「輪島市教育振興基本計画」の総論

3 大綱の期間

大綱の期間は、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とします。

Ⅱ 基本的な考え方

1 基本理念

「チャレンジ&レスポンス」の精神に富み、いかなる困難にもくじけることのない頼もしい人づくり

今日の我が国社会は、少子高齢化の進行と家族・地域の変容、高度情報化社会の進展と知識社会への移行、産業・就業構造の変化、グローバル化の進展、科学技術の進歩と地球環境問題の深刻化など様々な変化が急速に進んでいます。

こうした変化や複雑化・多様化する様々な課題に柔軟に対応し、誰もが未来に向けてよりよく生きることができるよう、生涯にわたって学び続けることが大切です。そして、その学びから得た力を自分に対してだけでなく、社会全体のために役立てようとする心情・態度を養うことが求められています。

そこで、本市では、上記の基本理念を掲げ、教育の更なる充実・発展に努めていきます。

「チャレンジ&レスポンス」の精神とは、「挑戦に対する応戦」の精神をいいます。社会におけるあらゆる困難を社会からの「挑戦」と捉え、その「挑戦」に対し「応戦」する精神です。

具体的には、その困難がどんなに大きくとも立ち向かい、たとえ失敗したとしても決して諦めず、創意工夫を重ねながら何度でも「応戦」し続け、最終的には、その困難を克服しようとする強い精神です。

こうした強い精神にあふれ、社会におけるあらゆる困難に柔軟に対応し活躍できる、頼もしい人材を育てていきたいと考えています。

2 基本目標

基本理念を具体化するため、次の5つの基本目標を設定します。

《基本目標Ⅰ》学校教育の充実

《基本目標Ⅱ》地域全体で取り組む教育力の向上

《基本目標Ⅲ》生涯学習の推進

《基本目標Ⅳ》文化芸術活動の推進

《基本目標Ⅴ》文化財の保護

Ⅲ 大綱・計画の全体像

教育大綱(総論)		
基本理念	基本目標	基本方針
<p>「チャレンジ&レスポンス」の精神に富み、いかなる困難にもくじけることのない頼もしい人づくり</p>	I 学校教育の充実	1 確かな学力の育成
		2 豊かな心の育成
		3 健やかな体の育成
		4 教育環境の整備
	II 地域全体で取り組む教育力の向上	1 家庭の教育力の向上
		2 地域の教育力の向上
		3 学校・家庭・地域の連携
	III 生涯学習の推進	1 学習機会の充実
		2 スポーツの推進
	IV 文化芸術活動の推進	1 文化芸術による人づくり
		2 文化芸術の基礎づくり
	V 文化財の保護	1 文化財の保存・活用

教育振興基本計画(各論)

主要施策	主な取組
(1) 学力の定着と向上	①言語活動の充実
	②学習意欲の向上と主体的な学習習慣の養成
	③外国語教育の充実
	④小中高が連携した教育の推進
	⑤学力調査の活用
	⑥指導体制の充実
	⑦教育の情報化の推進
(2) 教職員の資質能力の向上	①教職員研修の充実
(3) 特別なニーズに対応した教育の推進	①特別支援教育支援員の配置
	②特別支援学級・通級指導教室の充実
(1) 豊かな心を育む教育の推進	①道徳教育の充実
	②人権教育・福祉教育の推進
	③社会に学ぶキャリア教育の推進
	④郷土の伝統文化に親しむ教育の推進
(2) 読書環境の充実と読書活動の推進	①学校図書館の充実・利用促進に向けた図書館司書等の配置 ②学校図書館図書購入の充実
(3) 情報モラル教育の推進	①情報モラル教育の充実
(4) 個に応じた教育支援の充実	①スクールカウンセラー等の配置
	②教育支援センターの充実
	③教育相談・支援体制の充実
(1) 児童生徒の体力の向上	①学校体育及び部活動への支援
	②スポーツ大会の支援及び実施
	③体力・運動能力調査の結果の反映
(2) 食育の推進と学校給食の充実	①地元食材の活用
	②栄養教諭や栄養職員による食育授業の実施
	③家庭・地域への啓発
(3) 防災教育の推進	①各教科等における防災教育の推進
	②避難訓練の実施
(1) 小学校の適正規模・適正配置の検討	①小学校の適正規模・適正配置の検討
(2) 安全・安心な施設等の整備	①学校施設の整備
	②教材教具の整備
(1) 保護者への学習支援	①家庭の教育力を高めるための講座等の実施
(2) 保護者を支える連携・協力体制づくり	①保護者支援のための連携・協力体制づくり
(1) 青少年健全育成の体制づくり	①青少年健全育成のための体制整備
	②社会教育関係団体への支援
(2) 青少年への交流機会の提供	①多様な体験活動の実施
(3) 地域活動を支える指導者の育成	①指導者に対する研修の実施及び支援
(1) 地域とともにある学校づくりの推進	①学校における生徒指導に対する地域連携の強化
	②学校と地域との連携の強化・促進
	③保護者と地域に向けた積極的な学校情報の公開
(1) 公民館の充実	①公民館における生涯学習の充実
(2) 図書館の充実	①図書館サービスの充実
	②子ども読書活動の推進
(1) スポーツ環境の整備	①スポーツ関係団体との連携及び支援
	②スポーツ指導者の発掘・育成
(2) スポーツ施設の充実	①スポーツ施設の整備
	②スポーツ施設の有効活用
(1) 文化芸術に触れる機会の充実	①鑑賞や発表の機会の充実
(2) 文化芸術活動を生かした人づくり	①文化芸術を通じた交流の支援
	②自立した文化芸術活動の支援
	③郷土の伝統文化の後継者育成
(1) 文化拠点施設の充実	①文化会館等の施設の充実
(1) 文化財の保存	①文化財の掘り起こし
	②文化財の保存意識の高揚
(2) 文化財の活用	①郷土愛の醸成

《基本目標Ⅰ》学校教育の充実

【基本目標の考え方】

義務教育終了までの期間は、人が社会的に自立していくための基礎となる力を形成する重要な時期です。今日の激しい社会変化の中で、将来にわたって児童生徒が大きく夢を持ち、自らが考えて創造し、目標に向かってたくましく生きていくことができるよう、学校教育の充実を図り、「確かな学力(知)」・「豊かな心(徳)」・「健やかな体(体)」のバランスのとれた「生きる力」を育成します。

- ・「確かな学力(知)」

基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、様々な問題に積極的に対応し解決する力

- ・「豊かな心(徳)」

自らを律しつつ他者ととともに協調し、他者を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性

- ・「健やかな体(体)」

たくましく生きるための健康や体力

【基本方針】

- 1 確かな学力の育成
- 2 豊かな心の育成
- 3 健やかな体の育成
- 4 教育環境の整備

《基本目標Ⅱ》 地域全体で取り組む 教育力の向上

【基本目標の考え方】

学校の教育力の向上が求められる一方で、家庭や地域における人間関係の希薄化や、社会参画への自覚の欠如などが見られます。こうした家庭や地域の在り方を改めて見直し、人との交わりを重視し、家庭や地域を含めた社会全体の教育力を高める必要があります。

こうしたことから、社会の変化に伴い、家庭や地域の在り方、その機能も変化する中で、家庭や地域の自主性を尊重しつつ、学校・家庭・地域それぞれの役割と責任を自覚し、互いに連携しながら、社会全体「オール輪島」で教育を推進することができるよう、地域における教育体制の整備や家庭への支援、更に相互連携の仕組みづくりに取り組みます。

【基本方針】

- 1 家庭の教育力の向上
- 2 地域の教育力の向上
- 3 学校・家庭・地域の連携

《基本目標Ⅲ》生涯学習の推進

【基本目標の考え方】

激しく変化していく社会の中で、市民が生涯を通じて生き生きと暮らし、互いに学び合うことができる地域社会を実現するため、市民一人一人がその興味や関心に基づき、自ら意欲的に学習に取り組む意識を醸成するとともに、生涯を通じて学ぶ機会を提供することが必要です。

こうしたことから、いつでも、どこでも、誰でも学習することができ、自らの人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、生涯学習の拠点施設である公民館や図書館の整備や生涯学習機会の拡充を図ります。

また、スポーツは健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となります。市民一人一人のライフスタイルや年齢・性別・体力・運動能力・興味等に応じて、誰もが生涯を通じて、いつでも、どこでも、気軽にスポーツに親しみ、楽しむことができる環境づくりを進めていきます。

【基本方針】

- 1 学習機会の充実
- 2 スポーツの推進

《基本目標Ⅳ》文化芸術活動の推進

【基本目標の考え方】

文化芸術は、人々の感性や表現力、想像力などを育み、人々が心豊かな生活を実現していく上で欠かせないものです。

こうしたことから、文化芸術に関する市民の興味・関心を高め、市民が体験し、活動できるよう、文化団体と連携しながら、文化芸術に触れる機会を充実するとともに、文化芸術活動を支援するなど、文化芸術活動を生かした人づくりに取り組めます。

また、鑑賞、発表、創作、交流など文化芸術活動を支える文化芸術の拠点施設である文化会館・石川県輪島漆芸美術館・もんぜん文化村の各施設の充実に努めます。

これらにより、市民一人一人が人生を豊かに過ごせるよう文化芸術活動を推進します。

【基本方針】

- 1 文化芸術による人づくり
- 2 文化芸術の基礎づくり

《基本目標Ⅴ》文化財の保護

【基本目標の考え方】

文化財を将来にわたって保存・継承していくためには、地域社会全体でその保存・継承に取り組んでいく必要があります。

市域に所在する文化財が、市民共有の財産であるという認識を持ってもらうため、広く市民に文化財の存在を伝え、その価値を分かりやすく説明していくことが大切です。

こうしたことから、文化財の価値を損なわないよう保存に努めるとともに、市民が文化財に触れる機会を増やし、その価値を正しく理解して親しみを持つことができるよう取り組みます。

【基本方針】

- 1 文化財の保存・活用

輪島市教育大綱策定等審議会条例

(平成 27 年輪島市条例第 7 号)

(設置)

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号。次条第 3 号及び第 4 号において「法」という。)第 1 条の 3 第 1 項の規定による教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(次条第 1 号において「教育大綱」という。)の策定等に関する協議を行うに当たり、意見を聴くため、輪島市教育大綱策定等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、輪島市総合教育会議の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議を行い、その結果を輪島市総合教育会議に答申する。

- (1) 教育大綱の策定に関する事項
- (2) 教育基本法(平成 18 年法律第 120 号)第 17 条第 2 項の規定による教育の振興のための施策に関する基本的な計画の策定に関する事項
- (3) 法第 1 条の 4 第 1 項第 1 号の規定による教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関する事項
- (4) 法第 1 条の 4 第 1 項第 2 号の規定による児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関する事項

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから輪島市総合教育会議が委嘱する。

- (1) 公共的団体等が推薦する者
- (2) 学識経験のある者

(委員の解任)

第 5 条 委員は、第 2 条の規定による答申をしたときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 6 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、会長にあつては委員の互選により、副会長にあつては会長の指名により定めるものとする。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 審議会は、会長が招集する。ただし、新たに組織された審議会の最初に開かれる会議については、輪島市総合教育会議がこれを招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 8 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

輪島市教育大綱策定等審議会委員名簿

区 分	氏 名	役 職 名
学識経験者 又は 公共の団体等 推薦者	向 憲龍(会長)	元輪島市代表監査委員
	小橋 明直(副会長)	元輪島市教育委員会委員長
	泉 靖郎	元輪島市社会教育委員長
	大倉 好子	輪島市人権擁護委員
	中 幸雄	元輪島市立小学校校長
	村元 悟	元輪島市立中学校校長
	吉森 啓洲	輪島市 PTA 連合会会長
	曾又 由紀子	輪島市各種女性団体連絡会監事
	宮地 治	輪島市体育協会会長
七浦 正一	輪島市文化協会会長	

輪島市教育大綱策定等審議会の開催実績

回	開催日	内容
第1回	平成27年12月21日	①輪島市総合教育会議からの諮問 ②輪島市教育大綱策定等審議会の役割について ③輪島市教育大綱等について
第2回	平成28年1月13日	・輪島市教育大綱等に関する審議
第3回	平成28年1月27日	・輪島市教育大綱等に関する審議
第4回	平成28年2月5日	・輪島市教育大綱策定等審議会からの答申

輪島市教育大綱

平成 28 年 2 月発行

発行 輪島市教育委員会 庶務課

〒928-0001 石川県輪島市河井町 20 部 1 番地 1

TEL 0768-23-1167

FAX 0768-23-1199

E-mail shomu@city.wajima.lg.jp